

〇うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

(平成 17 年 3 月 20 日条例第 135 号)

改正 平成 31 年 3 月 20 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）等にとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携の上、人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。